# 情報ボックス



# 補装具(車いす、座位・立位保持装置、歩行器)について

# 1、補装具とは

補装具は、本校の子どもたちが主に使用している車いす、座位・立位保持装置、歩行器などの総称です。肢体不自由教育においては子どもたちの生活・学習活動を広げる道具です。今回は、これらについて紹介します。(※1)

# 2、車いすの種類と機能について

一般的に車いすは**『身体の機能障害や筋力低下などで歩行が難しい方が、移動するための機能を有した器具。 4 つの車輪がついており、座位に類した姿勢で移動できる器具。 』** とされています。ここでは、本校の子どもたちが主に活用している車いすの種類と機能を紹介します。

種類	機能
自走式車いす	自走式車いすは、自分で操作するタイプの車いすです。タイヤの外側に付いているハンドリムを使い、手でこいで動かします。 足を乗せる部分(レッグサポート)を取り外して、足でこいで動かすこともあります。もちろん自分で操作するだけでなく、介護者が後ろから押して使用することもできます。
介助式車いす	介助式車いすは、介護者が押して動かすタイプで、自力で操作できない方のための車いすです。自走式車いすよりも後輪タイヤが小さいものが多く、外出するときなど持ち運びにも便利です。コンパクトなので車に積み込むこともできます。
ティルト・リクライニング車いす	ティルト・リクライニング車いすは、背もたれと座面が連動して角度を調整できるティルト機能や背もたれが倒れ角度を変えられるリクライニング機能が付いた車いすのことです。ティルト、リクライニングともにお尻にかかる体圧を腰や背中に分散させることができるので、床ずれの予防につながります。

### モジュール車いす(モジュラー車いす)



モジュール車いすは、体型や身体状況に合わせて、各パーツの 高さなどを調整できる車いすのことです。製品によって調整で きる部分は異なりますが、座面幅や座面の高さ、アームやハン ドルの高さなどを変更できます。

### 電動車いす





電動車いすは、電動モーターによって動く車いすのことです。 手元のレバーやボタンを操作して電力で楽に移動することがで きます。電動のためバッテリーが搭載しており、重量はかなり 重くなります。

### ※空気を入れるタイヤの車いすは、定期的に空気圧を確認して使用しましょう。

引用 HP: https://technogreen.co.jp/2020/12/08/1014/

https://medical.francebed.co.jp/special/column/40\_wheelchair.php

### 3、バギータイプ車いすについて

日本製のベビーカーは、3歳・15 kgまでというものがほとんどです。成長にともない、ベビーカーでは限界となり、耐荷重 30 kg超のバギーを作るケースが多いそうです。一見、普通の乳幼児が使うベビーカーやバギーと似ているため区別しづらいですが、よく見ると身体の特徴に合わせた機能が備わっています。



※バギーは、移動を主な目的としています。学習活動に取り組む際は、姿勢保持を適切に行い座位保持装置や 姿勢保持に適した車いすに座り替えて取り組んでください。

引用 HP: https://www.sukasuka-ippo.com/5877/

https://comizumiya.jp

# 4、座位保持装置について

**座位保持装置とは『機能障害の状況により、座位に類した姿勢を保持する機能を有する装置を含むもの**』とされています。(厚生労働省告知資料より)

私たちは、椅子に座っているとき、あまり意識をしていませんが、身体が倒れないようにバランスよく筋肉を使っています。しかし、脳性麻痺やその他の事情により、自力で椅子に座ることが困難な子どもたちがいます。自力で椅子に座ることが難しい子どもたちが、適切な姿勢で座るための機能がついた椅子が、『座位保持装置』です。ここでは、本校の子どもたちが主に活用している座位保持装置の種類と機能を紹介します。

	種類		機能
普通型			外観は一般的ないすに最も近いです。角度の調節はできませんが、成長に応じて座面の高さや奥行きなどの寸法調節ができます。姿勢の状況に対応して各種のアタッチメントを装着することができます。
張り調整型	<b>4</b>		リクライニング・ティルト機能にマルチ角度可変機構があります。背張り、座面の張り調整をして最適な姿勢保持をすることができます。
モールド型	モールド屋内タイプ	モールド屋外タイプ	子どもの身体の形に合わせて採型・採寸で製作されます。メリットは身体の変形が強い場合に適しています。デメリットは通気性が良くないことや成長に伴い採型・採寸がその都度必要になることです。
昇降型	Pand	a(パンダ)	座面の高さが無段階で昇降できる、ハイローチェア(フレーム)です。活動に合わせて、高さを調整して使用します。

引用 HP: https://technogreen.co.jp/2020/10/02/1003/

# 5、立位保持装置について

『立位保持装置は立位で身体を保持することで、大腿骨や骨盤に垂直方向へ荷重をかけることや、体幹、股関節、下肢を伸ばすことができると共に、膝、骨盤、体幹のパッドによるサポートで立位姿勢が安定し手の活動を促すことができる器具』とされています。

人間の成長発達の過程は従重力位(上を向いた寝姿の仰臥位(背臥位))から抗重力位(座位・立位・歩行)へと変化します。さまざまな姿勢変化(活動や休息)の中で全身の調和がなされていきます。

肢体不自由のある子どもたちは成長、発達に必要な抗重力位を十分にとれないため、さまざまなリスクが発生します。特に骨格形成において立位は重要です。立位保持装置を生活の中に取り入れ、日常の中で重力の適切な影響が受けられるようにすることで、座位の安定や、歩行につながることも期待できます。

ここでは、本校の子どもたちが主に活用している立位保持装置の種類と機能を紹介します。

種類	機能
プロンボード	「Prone(プローン) = うつ伏せ」という意味で、前もたれの姿勢で立つ立位保持装置。からだを前傾位にすることで、背柱の伸展を出しやすくなります。また、全身の伸展運動が出やすくなるため、上肢の活動が引き出しやすくなります。
スーパインボード	「Supine(スーパイン)=あお向け」という意味で、寝た状態から起こしていく立位保持装置。寝た状態から起こすことで本人へのストレスが少なく、低緊張で首がすわらない児童生徒も使用できます。姿勢を整えやすく、足底への負荷や姿勢への負荷をコントロールしやすい特徴があります。
スタンディングフレーム	腰、膝を固定して、立位をとりやすくする立位保持装置です。 ほぼ垂直の状態での立位になりますので、体幹の保持能力 が必要になります。

引用 HP: https://www.deaikobo.com/tatti www.mie-c.ed.jp/shokus/tool.html

## 6、歩行器について

『歩行器とは、杖だけでは重心が不安定となり立位や歩行が困難な者が歩行補助のため使用する器具』とされています。歩行器は、身体面においては、立位・歩行動作、移動動作の自立を促すために必要であり、成長過程においては、足の硬さや変形、立位・歩行動作の機能低下といった二次的な障害を予防するためにも使用します。認知面においては、自ら能動的に動いて、見る、聞く、身体で感じることを積み重ねて子どもの世界を広げることもできます。ここでは、本校の子どもたちが主に活用している歩行器の種類と機能を紹介します。

種類	機能
PCW	ひとりで立つことは難しくても、手で支えると立ち上がりやつ
(Posture Control Walker)	かまり立ち、伝い歩きができる子どもが使用することが多い歩行器です。
SRC—W (Spontaneous Reaction Control Walker)	座ることが難しくても、胸のパッドとベルト、鞍状のサドルで 姿勢と体重を助け、足の運動で進める歩行器。介助歩行など体 重を支えると足を動かせるこどもが歩くことができます。 テーブル・サドルの高さ、サドルの角度をこどもの足の動きや すい方向に調整できます。

引用 HP: www.physiotherapist-osk.or.jp/data/pdf/05hokou.pdf

# 7、補装具(車いす、座位・立位保持装置、歩行器)を使用する際に気を付けること

### (1) 初めて使用する場合には引き継ぎをしっかりしましょう!

各補装具は、原則かかりつけの医療機関での診察を経て作製されます。学校で使用する際には、保護者の方や 装具作成業者、理学療法士等から補装具の扱い方について適切に引き継ぐことが重要です。

### (2) 定期的に確認をしましょう!

子どもたちは日々体調が変化し、身体の成長も伴います。子どもたちと長い時間を過ごす 学校だからこそ、「車いすの高さが合っていないのかも・・・」「座位保持装置のサイズが 小さくなっていないかな?」といった確認をしてください。



### (※1)補装具の制度上の定義

以下の3点すべてを満たすものです。

- 1、身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたもの。
- 2、身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長3、期間にわたり継続して使用されるもの。
- 4、医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるもの。

(障害者総合支援法施行規則第六条の二十より抜粋)